

## 国民健康保険税の軽減措置

低所得者に対する軽減措置の拡大のため、令和元年度（2019年度）から2割・5割軽減の判定基準所得が変更になりました。国保の軽減を受けることができる世帯の所得基準額は下の表の計算で確認できます。

### 国保の納税義務者

世帯に属する被保険者、および特定同一世帯所属者の総所得金額などの合計が、表の計算方法により算出された基準額を下回れば、均等割・平等割が該当する割合の軽減を受けることができません。軽減を受けるための申請は必要ありません。

軽減割合	軽減判定基準額
2割	総所得金額の合計が 33万円＋（国保被保険者数＋特定同一世帯所属者数）×51万円 以下
5割	総所得金額の合計が 33万円＋（国保被保険者数＋特定同一世帯所属者数）×28万円 以下
7割	総所得金額の合計が 33万円 以下

※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も世帯主が変わらず同一の世帯に属する方をいいます。

が、原則的に世帯の対象者全員の所得申告などがされていないと軽減判定ができないため、未申告者が一人でもいれば軽減を受けることができません。収入の有無にかかわらず所得申告が必要です。

問 税務課（吉備庁舎）

## 国民年金

### 国民年金保険料の納付が困難なときは

国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

### 令和元年度（2019年度）の申請書の受け付け開始日／7月1日（月）

※申請・審査対象期間は、令和元年（2019年）7月から令和2年（2020年）6月。

※平成30年度（2018年度）以前の国民年金保険料未納期間についても、申請日から2年1カ月前の月までさかのぼって免除申請することができます。

● 申請書提出先／住民課（吉備庁舎）・やすらぎ福祉課（金屋庁舎）・清水行政局住民福祉室・各出張所・和歌山西年金事務所（郵送可）

### ● 申請に必要なもの

- ・ 国民年金手帳またはマイナンバーカード、通知カード
- ・ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・ 印鑑（本人自署の場合は不要）
- ・ 離職票（失業などを理由として申請する場合）

### ● 免除・猶予の審査／免除の場合は、

本人・配偶者・世帯主の前年所得、猶予の場合は、本人・配偶者の前年所得により審査されます。

### ● 保険料の追納

免除などの承認を受けた期間は、10年以内であれば申し出により保険料を納めることができます。

ただし、追納する対象期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に経過期間に応じた金額が加算されます。

問 住民課（吉備庁舎）・和歌山西年金事務所 ☎073・447・1660

## 医療

### ひとり親家庭

### 医療費受給者証の更新

今年度から、ひとり親家庭医療費受給者証の有効期限が「11月1日（翌年10月31日）」に変更となります。現在お持ちの受給者証は7月31日（水）で期限が切れるため、有効期限を「令和元年（2019年）10月31日（木）」まで延長した受給者証を送付します。

※10月に更新の案内と申請用紙を改めて送付します。

問 住民課（吉備庁舎）

### 重度心身障害児（者）医療費受給者証の更新手続き

現在お持ちの受給者証は、7月31日（水）で期限が切れます。8月以降の新しい受給者証をお渡しするので、更新手続きにお越しくください。なお、該当者には事前に案内と申請用紙を送付します。

### ● 更新手続きに必要なもの／①申請書

- ②加入している健康保険証 ③現在お持ちの受給者証 ④印鑑 ⑤本人確認書類（免許証など）

問 住民課（吉備庁舎）